

高齢者虐待を 防止するための指針

～改訂版～



宮崎市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会

宮崎市高齢者虐待防止事務局

改 訂 に あ た り

平成18年度に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、高齢者虐待防止に関して積極的に取組む自治体が全国的に増えています。

しかしながら、平成19年度に厚生労働省が実施した全国調査によると、養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、19,971件で、平成18年度の18,390件に比べると、1,581件（8.6％）増加してきました。

宮崎市においては、平成17年10月に高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を設立し、「高齢者虐待を防止するための指針」を策定するとともに、市民や関係者への啓発や関係機関のネットワークづくりを進めて参りました。

平成18年度に実態調査を実施しましたが、その後の実態把握ができていないこともあり、宮崎市内の地域包括支援センターや、居宅介護支援事業所、民生委員・児童委員協議会など約400箇所を対象に高齢者虐待に関する調査を実施しました。

その結果、虐待を受けた又はその可能性があるとした回答が126件（重複事例10件を除く）あり、さらに関係機関が複数で関わりを持っているにもかかわらず重複回答が少なかったことに、啓発の重要性を改めて感じたところです。

今回の調査結果は指針で報告いたしますとともに、高齢者虐待の相談窓口等の変更がありましたので、改訂を行いました。

高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会では、今後も、市民への啓発、虐待防止策の検討や虐待発生時の関係機関との連携体制等について協議し、宮崎市の高齢者虐待防止の推進に協力していきたいと考えております。

平成21年3月

宮崎市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会
会 長 成 見 幸 子

目 次

第1章 高齢者虐待の定義と本市の状況

1. 高齢者虐待とは 1
 - (1) 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する
支援等に関する法律」による定義 2
 - (2) 高齢者虐待は、なぜ起きるのか 7
 - (3) 家庭内高齢者虐待のタイプ 8
 - (4) 養介護施設における高齢者虐待 9
 - ※養介護施設とは、老人福祉施設、介護保険法に規定する施設、有料老人ホーム、
地域包括支援センターのことです（詳細は資料1を参照してください）
2. 平成20年度宮崎市高齢者虐待実態調査 11

第2章 高齢者虐待を防止するために

1. 高齢者虐待についての理解 19
2. 高齢者介護を理解する 20
3. 認知症高齢者について理解する 23
 - (1) 認知症とは 23
 - (2) 認知症と老化によるもの忘れの違い 24
 - (3) 認知症の症状と接するときのポイント 25
 - (4) 認知症高齢者の気持ちを理解する 31
 - (5) 介護するときを守りたいこと 32
4. 養護者を支援する 34
5. 施設および事業に携わる職員の研修 35
6. 地域における見守り 36

第3章 高齢者虐待への気づき

1. 高齢者虐待の早期発見－高齢者虐待のサイン 39
2. 高齢者虐待を発見したら
通報・連絡・相談が第1歩 42
通報等を受けた後の対応 44
3. 高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会の役割 45

－資料－

1. 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する
支援等に関する法律」条文 47
2. 相談窓口一覧 55

第 1 章

高齢者虐待の定義と本市の状況

少子高齢社会といわれる現代社会では、児童や高齢者に関するいろいろな社会問題がありますが、その中でも「虐待」という言葉を耳にすると、すぐに「児童虐待」に結びつくほど、児童への虐待については、保健・医療・福祉の関係者はもちろん地域住民への浸透もしており、法律も「児童虐待防止法」が平成12年に整備され、さまざまな取り組みがなされています。

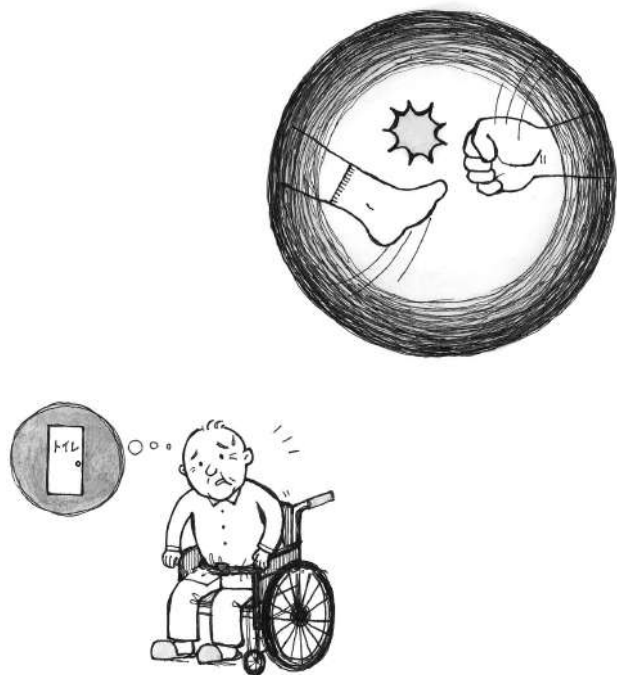
また、「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律」が平成13年に施行され、児童及び夫婦間の暴力と虐待の防止に向けた対策が充実してきました。

しかし、高齢者の虐待問題については、新聞等で報道されるようになった数年前からようやく注目されるようになり、本市においても、3年ほど前から在宅介護支援センター等への相



(1) 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」による
定義

平成17年11月に成立した「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する
支援等に関する法律」（以下、高虐法という）では、高齢者虐待は



②養護を著しく怠る（介護・世話の放棄、放任）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による身体的、心理的又は性的虐待に掲げる行為と同様の行為の放置等、養護を著しく怠ること。また、高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

<具体的な例>

- ・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている
- ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって



③心理的虐待

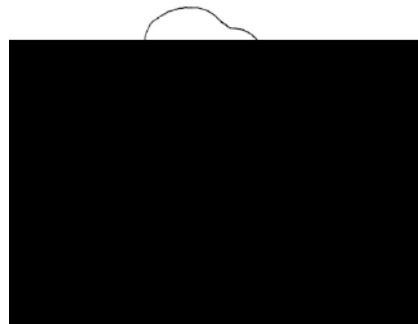
高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

＜具体的な例＞

- ・排泄の失敗等を嘲笑したり、それを人前で話すことなどにより高齢者に恥を



高齢者を叱りつける
・無視する
心理的虐待



④性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は
高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

＜具体的な例＞

- ・排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する
- ・キス、性器への接触、セックスを強要する等



結果：要介護認定を受けているため、介護支援専門員も関わっていたが、認知症が発症したあとから、次第に息子が介護支援専門員の訪問を拒否するようになり、関わるができなくなっていた。

民生・児童委員が毎日のように訪問することで、息子も態度が軟化し、地域型在

⑤經濟的



(2) 高齢者虐待は、なぜ起きるのか？

高齢者虐待について理解するためには、高齢者虐待が起きる要因を知る必要があります。虐待が起きる要因については、これまでの研究や調査から次のようにさまざまな点が考えられています。これらの要因が複数に絡み合っている場合に、高齢者虐待へ発展する可能性が高くなります。

○高齢者虐待が起きる要因

養護者側の要因

・長



(3) 家庭内高齢者虐待のタイプ

家庭内で起きる高齢者虐待は、前項(2)で示す要因が複雑に絡み合っている行われています。そのような家庭内高齢者虐待を、東京医科歯科大学の高崎絹子

(4) 養介護施設における高齢者虐待



養介護施設（老人福祉施設、介護保険 3 施設、有料老人ホームなど）

※緊急やむを得な



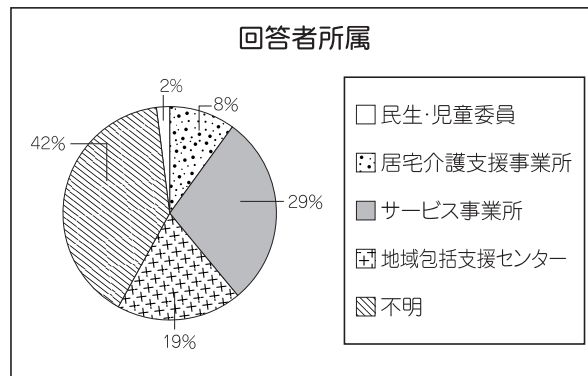
2. 平成20年度宮崎市高齢者虐待実態調査

今回、高齢者虐待の実態調査の実施にあたり、平成18年4月1日から平成20年8月31日までの期間を対象として、民生児童委員や居宅介護支援事業所など関係機関に協力を依頼しました。その結果、131件の回答を得ることが出来ました。

A 虐待を受けた又はその可能性がある事例数

回答者の所属	回答数
民生・児童委員	10
居宅介護支援事業所	38
サービス事業所	25
地域包括支援センター	56
不明	2
計	131

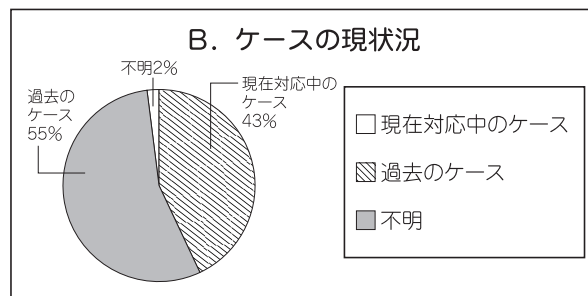
※重複可能性のあるケース 5組
(10ケース)



回答のあった件数は、131件でそのうち重複していると判断されるケースが5件あり、最も回答数が多いのが地域包括支援センターであり、高齢者虐待に関する情報を把握していることが伺え、次いで居宅介護支援事業所であるところか日頃から高齢者との関係性が深い順となっています。

B 現在対応中か過去のケースか

内 容	回答数
現在対応中のケース	54
過去のケース	69
不明	3
計	126



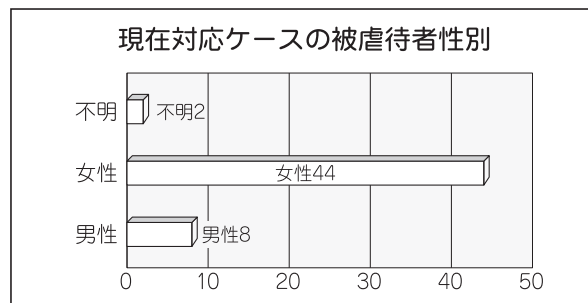
現在も対応しているとしたケースは、54件となっていますが過去のケースとした69件のうち10件は虐待行為がなくなったと回答がありましたが、59件は本人の死亡や別居などにより終了と回答されたもので虐待行為の解決とは言えないのが現状です。

【虐待を受けている高齢者について】

問1-1. 被虐待者のイニシャル・生年月日(省略)

問1-2. 被虐待者の性別

内 容	回答数
男性	24
女性	95
不明	7
計	126

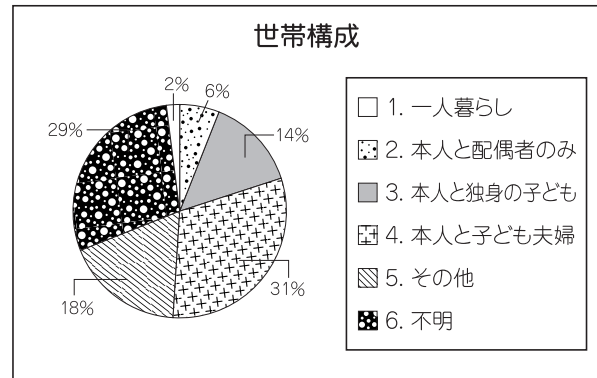


被虐待者は圧倒的に女性が多く、問2-4の「介護を行っているか？」の回答から見ると必ずしも女性の介護に関わる比率と今回の虐待の比率は一致していないことが分かります。

問1-3. 世帯構成

内 容	回答数
1. 一人暮らし	8
2. 本人と配偶者のみ	18
3. 本人と独身の子ども	38
4. 本人と子ども夫婦	23
5. その他	37
6. 不明	2
計	126

世帯構成から同居していることで本人との関わりが深い分、虐待に結びつきやすく女性が被虐待者となるケースが多い結果となっています。



問1-4. 世帯の経済状況

内 容	回答数
1. 余裕がある	19
2. 生活に困らない程度	49
3. 時々、生活に困ることがある	30
4. 常時、生活に困窮している	16
5. わからない	9
6. 不明	3
計	126

結果を見ると、経済状況と虐待との関係性を見いだす事は出来ませんでした。生活に困ることがある又困窮している状況にある人は46人もいることから、世帯の経済状況が影響しているケースもあることは否めないといえます。

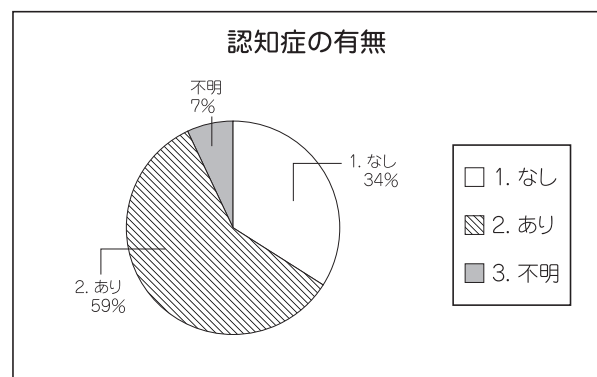
問1-5. 要介護度

内 容	回答数
1. 自立（非該当）	13
2. 要支援1	8
3. 要支援2	3
4. 要介護1	29
5. 要介護2	30
6. 要介護3	14
7. 要介護4	3
8. 要介護5	8
9. 申請中	1
10. 未申請	4
11. 不明	13
計	126

要介護1～3に虐待が多く発生しているところから、介護の状態に加え認知症の方の比率が59%と高いことから精神的な負担が影響していることが分かります。

問1-6. 認知症（痴呆）

内 容	回答数
1. なし	43
2. あり	74
3. 不明	9
計	126



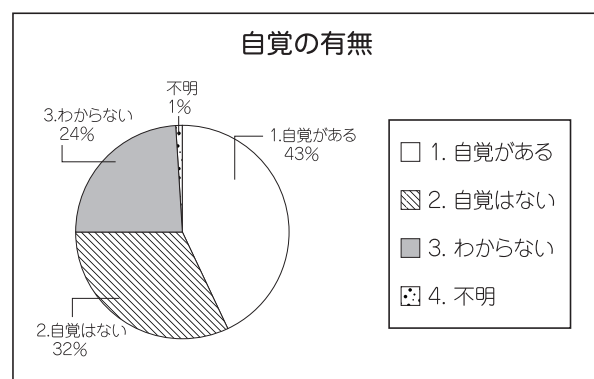
問1-7. 利用していたサービス（複数回数）

内 容	回答数
1. 訪問介護	34
2. 訪問入浴	1
3. 訪問看護	13
4. 訪問リハビリ	3
5. 通所介護	52
6. 通所リハビリ	19
7. 短期入所	16
8. 居宅療養管理指導	3
9. 福祉用具貸与	16
10. 配食サービス	2
11. 介護予防デイサービス	2
12. 居宅介護支援事業所（ケアマネ）	55
13. 地域包括支援センター	34
14. 利用なし	15
15. その他	20
16. 不明	6
計	291

被虐待者は要介護状態の方に多い点から介護支援専門員の関わりが多いがサービス事業所や地域包括支援センターからの回答数から重複していたケースは5件と低く、関係機関の虐待に対する認識の低さと情報の共有化が図られていないと言えます。

問1-8. 虐待に対する自覚の有無

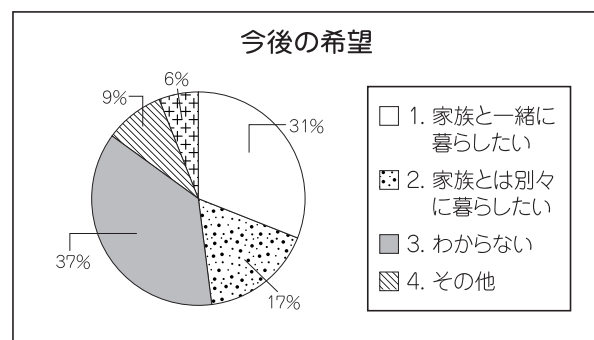
内 容	回答数
1. 自覚がある	55
2. 自覚はない	40
3. わからない	30
4. 不明	1
計	126



虐待を受けている自覚については、前回の調査と同様に何らかの自覚を有している人が多いが自覚がない人も少なくない。また、自覚があったとした人のうち、20名は「今後も家族と一緒に暮らしたい」と回答していることから、虐待者への働きかけが求められるところです。

問1-9. 今後の希望

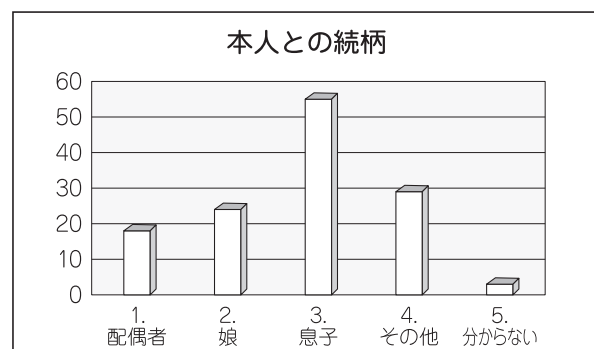
内 容	回答数
1. 家族と一緒に暮らしたい	39
2. 家族とは別々に暮らしたい	22
3. わからない	46
4. その他	11
5. 不明	8
計	126



【虐待をしているとした人について】

問2-1. 高齢者本人との続柄（重複）

内 容	回答数
1. 配偶者	18
2. 娘	24
3. 息子	55
4. その他	29
5. 分からない	3
計	129



問2-2. 虐待者の年齢

内 容	回答数
1. おおむね40歳未満	15
2. おおむね40歳代～64歳程度	85
3. おおむね65歳以上	23
4. 分からない	3
計	126

問2-3. 性別

内 容	回答数
男性	73
女性	51
不明	2
計	126

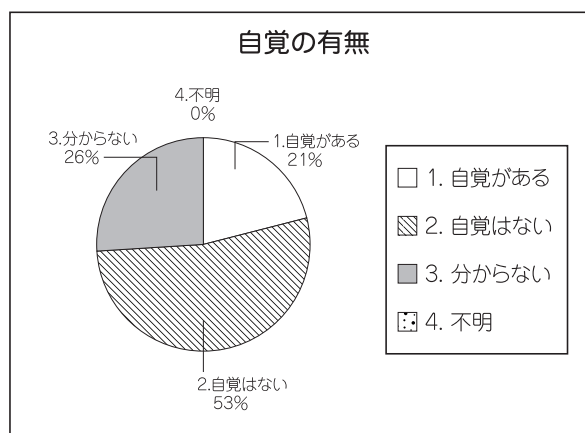
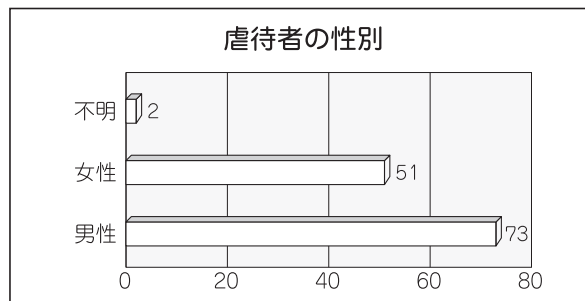
問2-4. 虐待者の介護の有無

内 容	回答数
1. 介護を行っている	67
2. 介護を行っていない	45
3. 分からない	12
4. 不明	2
計	126

問2-5. 虐待者の自覚の有無

内 容	回答数
1. 自覚がある	27
2. 自覚がない	66
3. 分からない	33
4. 不明	0
計	126

虐待者が娘や息子の比率が高いことでその年齢も40歳から64歳に多いことやその中でも男性が虐待者となっている傾向になっています。



虐待者に自覚がないと回答した人は53%という結果で、「この程度は普通だ」という責任の否定や被害の否定に加え、虐待に関する認識の低さが現れているように思います。

また、自覚があると答えた人も21%を占めており、性格的な問題や被虐待者との人間関係が虐待に繋がっているといえます。

問2-6. 今後の希望

内 容	回答数
1. 家族と一緒に暮らしたい	37
2. 家族とは別々に暮らしたい	21
3. わからない	57
4. その他	7
5. 無回答	4
計	126

問3. 本事例を知ることになった経緯

内 容	回答数
1. あなた自身による気付き	13
2. あなたの事業所の他職員の気づき、連絡	11
3. 高齢者本人からの相談	21
4. 虐待をしている人からの相談	3
5. 高齢者本人の家族、親族からの相談	14
6. 貴機関の他の利用者やその家族からの相談	0
7. 住民からの通報	7
8. 民生・児童委員からの相談・通報	11
9. 担当ケアマネジャー・介護保険事業所からの情報提供	28
10. 医療機関	3
11. 9,10以外の関係機関からの相談・通報	7
12. その他	5
13. 不明	3
計	126

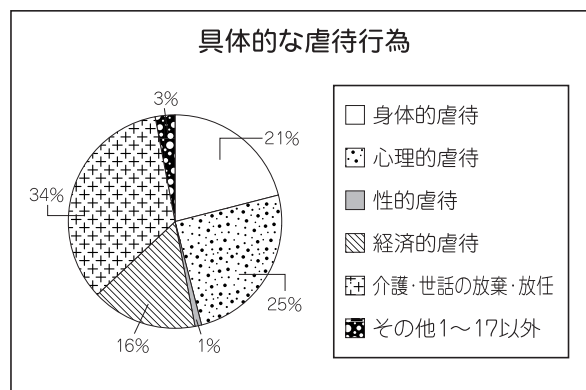
問4. 具体的な虐待行為

区 分		内 訳	回答数
身体的虐待	64	1. 外傷（出血、骨折、火傷）	15
		2. 拘束（ベット等に縛り付け等）	2
		3. 傷にならない程度の暴力的な行為	47
心理的虐待	76	4. 暴言、威圧、侮辱、脅迫（言葉による暴力）	61
		5. 無視	14
		6. 嫌がらせ	1
性的虐待	1	7. 不必要な性器への接触	1
		8. 排泄の失敗等に対し懲罰的に下半身を裸にして放置	0
経済的虐待	49	9. 日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない	19
		10. 年金、預貯金、不動産収入等の取り上げ	26
		11. 不動産、有価証券などの無断売却	4
介護・世話の放棄・放任	101	12. 入浴、排泄介助が不十分で異臭がする（不衛生状態）	15
		13. 水分・食事を十分に与えないことによる脱水症状・栄養不足	24
		14. ゴミ放置等、劣悪な住環境の中で生活させる	23
		15. 高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを制限したり、利用させない	24
		16. 介護者が自宅に戻らないことがある	8
		17. 本人の認知症等による生活能力・意欲が低下し、不衛生・栄養不足の状態にある（自己放任）	7
その他1～17以外	11	18. その他	11
	302	計	302

今回の調査においても、言葉による暴力が圧倒的に多く、次いで傷にならない程度の暴力的な行為が高い比重を占めています。

また、ネグレクトと回答したケースはその内容が重複していることが分かります。

さらに、経済的虐待としたケースで認知症の方は20名であり、認知症ない方との大きな違いは見られなかった。



問5. 高齢者本人からのサイン

内 容	回答数
1. 話す、またはなんらかのサインがある	61
2. 隠そうとする	16
3. 何の反応もしない	30
4. わからない	12
5. 無回答	7
計	126

高齢者本人からのサインとしては何らかのサインがある場合が最も多いが、認知症のあるケース74件のうち37名が何の反応もしない又はわからないと回答しているため、特に本人からの訴えやサインはなく関係者の気づきが重要になってきます。

問6. 本事例の要因（最も影響があったもの）

区 分	主たる要因	従たる要因
1. 本人の認知症による言語の混乱、徘徊等	6	19
2. 本人の排泄介助の困難さ	0	9
3. 本人のその他の身体的自立度の低さ	3	13
4. 本人の性格や人格	3	23
5. 本人が外部サービス利用に抵抗感がある	1	2
6. 本人が家族の介護を当然と思っている	0	4
7. 虐待者の身体障害	1	3
8. 虐待者の知的障害	1	1
9. 虐待者のアルコール依存	1	11
10. 虐待者の精神障害（アルコール依存除く）	3	12
11. 虐待者の上記7～10以外の疾病	0	6
12. 虐待者のギャンブル依存症	0	4
13. 虐待者の性格や人格	10	55
14. 虐待者の介護疲れ	10	15
15. 虐待者の知識や情報の不足	0	29
16. 虐待者の外部サービスの利用に抵抗感	0	9
17. 虐待者の世間に対するストレスやプレッシャー	1	17
18. 介護ニーズに不適切なケアマネジメント	0	0
19. 本人と虐待者のこれまでの人間関係	8	38
20. 家族・親戚の無関心、無理解、非協力	2	31
21. 経済的困窮	7	37
22. 経済的利害関係（財産、相続）	0	11
25. 無回答	31	10
計	88	359

虐待に至る要因として、主たる要因についてはバラツキがあるものの従たる要因と併せてみると、被虐待者および虐待者の性格や人格が大きな要因として挙げられます。加えて、人間関係や無関心・無理解など関係性の悪化が引き金になっているともいえます。

問7. 本事例に関与した機関（複数回答可）

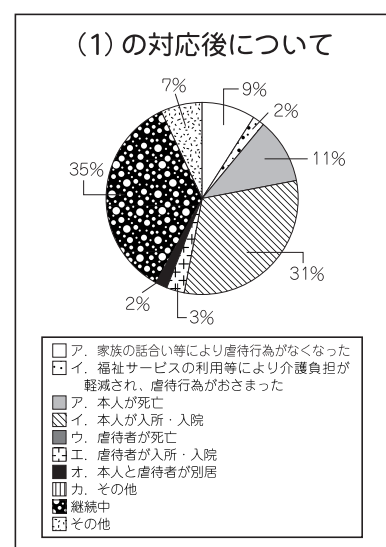
内 容	回答数
1. 地域包括支援センター	86
2. 宮崎市高齢者虐待防止事務局（大淀包括内）	5
3. 担当ケアマネジャー	93
4. 1～3以外の介護サービス機関	80
5. 医療関連機関	33
6. 行政	35
7. 県福祉事務所	3
8. 保健所	5
9. 社会福祉協議会	2
10. 近隣住民（ボランティア含む）	20
11. 警察	11
12. 救急（消防）	0
13. 弁護士	0
14. 人権相談所（人権擁護委員）	0
15. 民生委員	38
16. その他	17
17. 特に連携した機関なし	0
	428

問8(1). 本事例の解決のために対応した内容（複数回答）

		回答数
高齢者本人への対応	1. 緊急性が高いと判断し、警察や行政等に通報した	8
	2. 分離の必要性が高いと考え、施設入所や入院等を勧めた	43
	3. 虐待の機会を減少させるため、通所介護等の通所系サービスを勧めた	43
	4. 行政や関係機関に対応を依頼した、もしくは協議中である	11
	5. 虐待であるかの判断ができず、見守るしかなかった	14
	6. 地域での体制を整え、見守りを行った	19
虐待者への対応	7. 虐待者の相談に十分のったり、気持ちの理解に努めた	47
	8. 他の親族への理解・協力を求めた	34
	9. 介護負担の軽減等を図るため、通所介護等の通所系サービスを勧めた	45
	10. (一時的な) 分離のため、短期入所や施設入所等を勧めた	44
	11. 介護教室や介護家族団体への参加を勧めた	4
	12. 関係機関・相談機関への相談を勧めた	19
	13. 特に何もしていない	9
その他	14. ケース検討会等で協議を行なった	25
	15. 経済的なことから福祉事務所に生活保護や就労等の相談した	9
	16. その他	6
		380

問8(2). (1)の対応後、本事例のその後について

		回答数
1. 解決	ア. 家族の話し合い等により虐待行為がなくなった	8
	イ. 福祉サービスの利用等により介護負担が軽減され、虐待行為がおさまった	2
2. 終了・分離	ア. 本人が死亡	10
	イ. 本人が入所・入院	29
	ウ. 虐待者が死亡	0
	エ. 虐待者が入所・入院	3
	オ. 本人と虐待者が別居	2
	カ. その他	0
3. 継続中	継続中	33
4. その他	その他	7
		94



今回の調査結果も前回同様、関係者の努力により解決に至ったケースは非常に少なく問7で示されたように、虐待事例に関与した機関多岐に広がっていますが虐待を受けていた高齢者の入所や入院又は死亡が虐待の消滅となっていることは、虐待防止の対応の難しさが表れた結果となりました。

また、虐待を受けているとされる高齢者に多くのサービス事業所が関わりを持っていますが重複回答が少なかったことは、虐待に対する認識の低さや気づきの難しさ、さらには虐待とする判断基準の不明瞭さが要因と考えられます。

さらに、認知症があるケースが多く、問題行動として短期記憶障害や夜間徘徊、失禁など介護者の精神的な負担が虐待の引き金になることもあり、介護者への支援が虐待防止策の一つと言えます。

虐待を受けている高齢者には、自覚がある人も多く虐待のサインを見逃さないことや虐待者が家族であることが多いため、家族を庇うことも考えられますので慎重な取り組みが求められます。

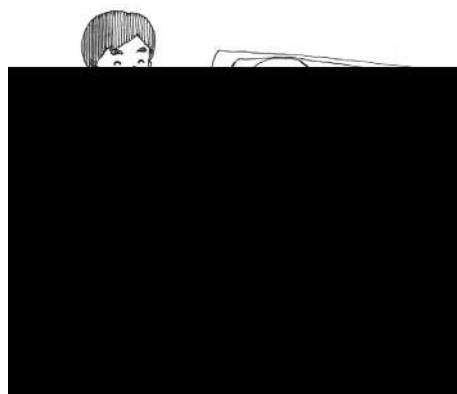
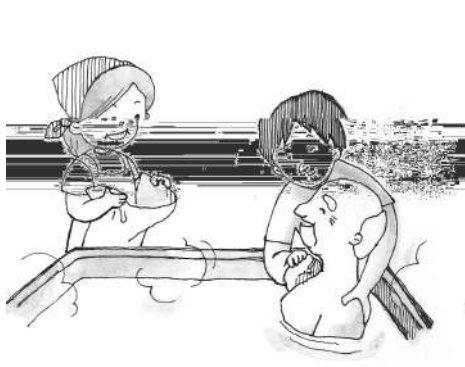
第 2 章

高齢者虐待を防止するために

高齢化社会を迎えている現代にとって、高齢者虐待は、誰にでも、どの家庭や施設でも起きる可能性がある身近な問題です。

しかし、高齢者虐待は家庭内や施設といった密室で行われることがほとんどであり、発見することや虐待かどうかの判断が困難であるという特徴をもっているため、介入することができない事例が数多くあります。

法律は成立しましたが、すでに法整備がなされている児童虐待や配偶者間暴力（DV）と同様、早期発見と防止については今後も困難が伴うと予想



高



疲れない介護のポイント

☆「がんばりすぎない」こと

今回の調査でも明らかなように、介護は長期戦です。長く介護を続けていくためには、完璧な介護を目指すより、なるべく負担がかからない方法をとっていくことが大切です。



☆悩みを抱え込まないこと

介護に関する悩みは一人で抱えていてもなかなか解決しません。他の家族や近隣住民または民生・児童委員に相談したり、在宅介護支援センター、介護支援専門員といった専門家に相談することで孤立した介護から抜け出しましょう。



☆自分の健康を大切にすること

養護者が健康を損なうと介護が成り立たなくなります。身体だけでなく心も健康に保つ必要があります。時には介護の休養日をとるなどして健康でゆとりのある介護をすることが高齢者にとっても良い状態となります。



☆公的サービスを利用すること

介護保険サービスなどの多くの人やサービスの助けを得ながら介護を行うことで、介護負担は軽減されます。また、サービスを利用することで高齢者も多くの人との関わりが生まれるため、自宅で養護者とだけ関わるよりも認知症の予防などの観点から有効な方法です。



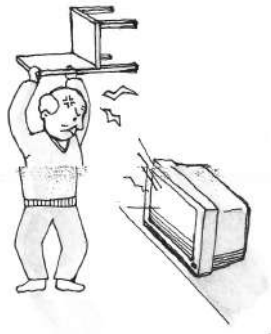
☆「手」をかけるより「声」をかけましょう

介護のときには「〇〇をする

虐待を受けている高齢者の中で、認知症がある高齢者の割合

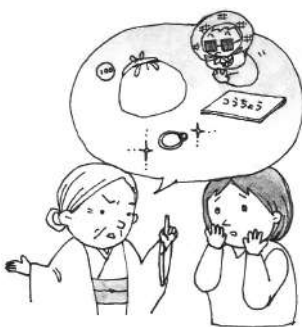
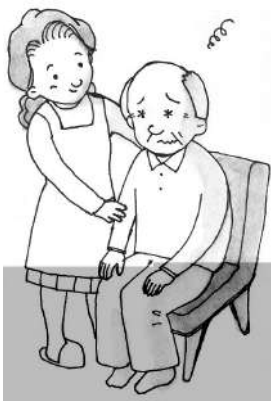
(2) 認知症と老化によるもの忘れの違い

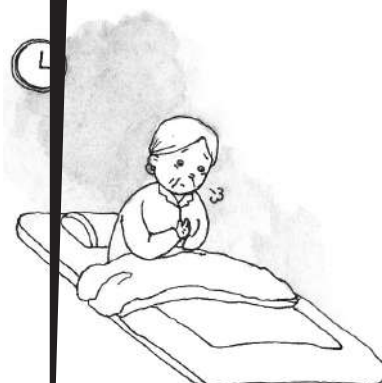
認知症と老化の決定的な違いは、脳の機能が低下する速さです。認知症は、短期間のうちに急激に脳の機能が低下しますが、老化



(3) 認知症の症状と接するときのポイント

認知症には、さまざまな症状がありますが、接するときの基本は、
①否定しない、②誤りを指摘しない、③話題を変える、④相手の世界に合わせる、⑤忘れやすいということを利用する、⑥落ち着いて静かに対応する、⑦相手の目を見つめながら、話しかけることです。

症 状	接する時のポイント
	
けんとうしき 見当識障害 自分がいる場所や現在の時間などが分からなくなり、そのために不安になります。同じことを何度でも繰り返して聞いてきます。 	
人物誤認 新しい記憶から失われるので、家族や兄弟姉妹の顔が分からなくなったり、故人が生きていると思ったり、孫の成長が理解できなく 	

	症 状	接する時のポイント
もの忘れ 食事をしたことや話した内容など、今あったことを思い出さなくなります。ものの名前や使い方などを忘れてしまい、目的にかなった行動ができなくなります。		
幻覚 「虫（動物）がいる」「人（亡くなった人）が見える」などと騒いだり（幻聴）、何も聞こえていないのに聞こえる（幻聴）		
		

進行する。自制力
たり、自
できない
どか
が変わる
す。
性格がよ
場合
の性格にな
あり



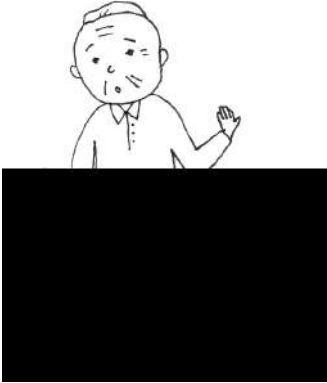
内容

急性で一過性に現
想、運動興奮を伴
います。認知症
が狂ってしま
なくなり、

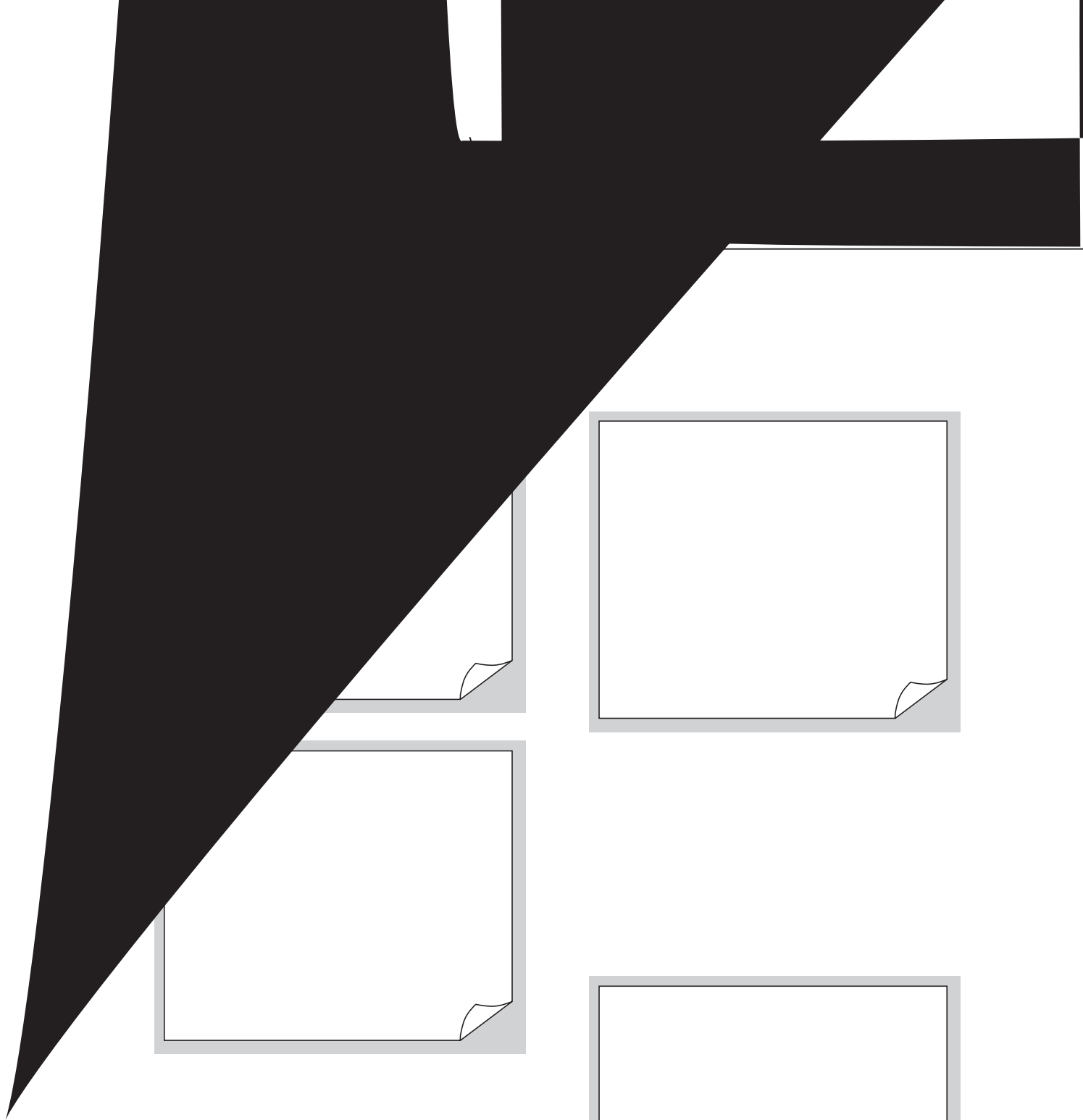


症 状	接する時のポイント
徘徊 「家に帰る」と家の周りを歩き回ったり、家から離れて遠くへ出かけていってし 	
	
	

症 状	接する時のポイント
失禁 トイレ以外の場所で  	 

症 状	接する時のポイント
不潔行為 便器内をかき混ぜたり、おむつの中の便を手で取り出したりします。 	トイレの中の便を取り出したりする場合は、できるだけ早く排泄物を片付けるようにします。おむつの中の便をいじる場合は、排便をなるべく早くキャッチし、おむつを交換します。汚れた下着を隠していることがありますが、隠そうと 
収集癖 箱、空き缶、石などを多量に際限なく拾ってきて、捨てずに集めていることがあります。 	

(4) 認知症高



**意欲を引き出すような
働きかけを**

昔唄った歌や踊り、長い間
やってきた料理や仕事は体で
覚えています。しまい込んで
いた能力を発揮する機会を上
手に作り、意欲を引き出して
あげましょう。

**孤独にしない
気づかいが必要です**

人と接することが少なくな
ると、刺激が

高齢者の介護は、いつまで続くのかわからない、出口の見えないトンネルのようなものです。その中で、日々高齢者の介護に携わっている養護者や家族には、想像以上の負担やストレスが蓄積されていきます。さらに、高齢者が認知症ともなると、その労力は周囲の人からは計り知れないものとなります。

また、少子高齢化が進む中、介護によって心身に負担を感じている家族も多く、養護者は一人で悩みや問題を抱えていることが多いのが現状です。

そのため、養護者以外の家族や近隣住民の方々が悩みを聞くだけで養護者の気分転換が図れ、悩みを共有できる人が身近にすることで安心感が生まれるため介護の負担やストレスが軽減すると考えられます。

さらに、地域には自治会や民生・児童委員といった地

その他には、宮崎市が主催する「家族介護者の集い」や認知症高齢者を抱える家族の支援団体である「(社)呆け老人をかかえる家族の

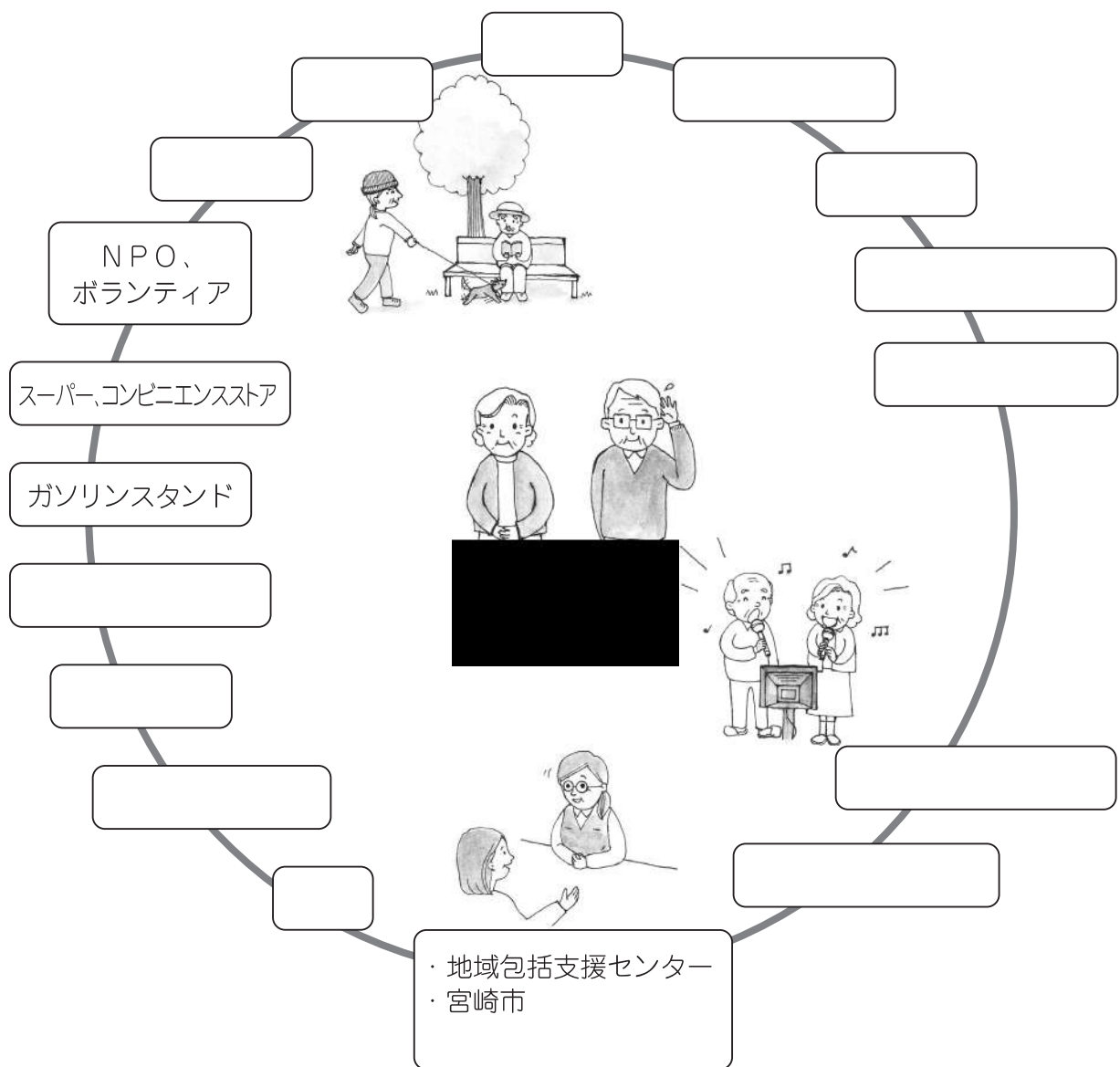


5. 施設および事業に携わる職員の研修

。づくりを目指し、私たち一人
づくりや高齢者を見守る体制づくりに協

○虐待は起きない地域づくりの

地に住む住民や高齢者に関係す
する家族を抱え



第 3 章

高齢者虐待への気づき

高齢者虐待を防止することの次に大切なことは、虐待の早期発見です。

しかし、高齢者虐待は、「家庭」や「施設」という密室の中で行われることが多く、さらに虐待を受けている高齢者自身が、虐待を行っている

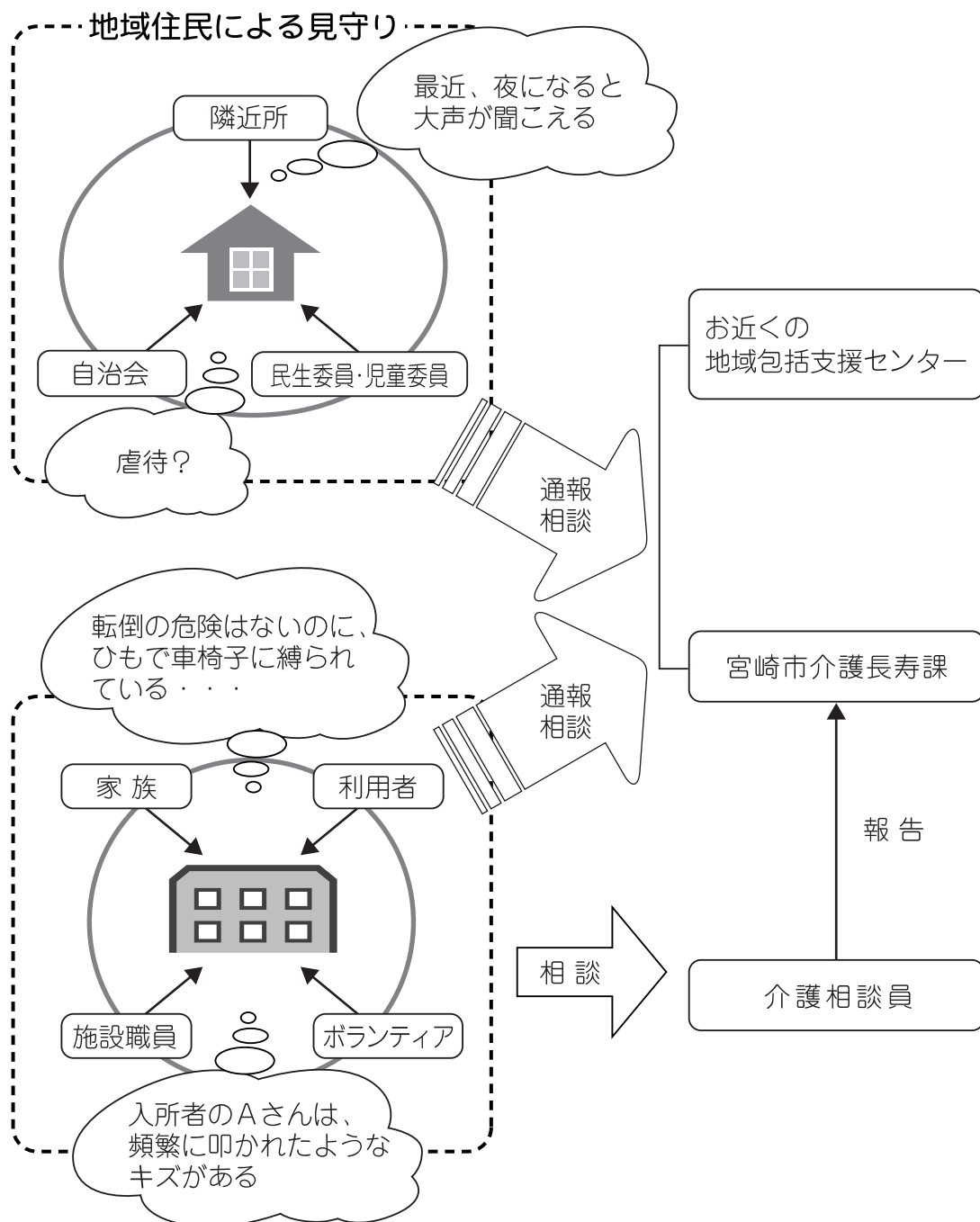
②家族が示すサイン

- ・ 明白なアルコール依存、薬物依存である
- ・ 高齢者に面会させない
- ・ 高齢者に対して冷淡な態度、無関心さがみられる
- ・ 高齢者に対し暴言を吐く
- ・ 高齢者の所有物（金銭）に異常な興味を示す
- ・ 高齢者の健康に関心が低く、受診や入院のすすめを拒否する
- ・ 介護疲れの著しい様子が窺える
- ・ 高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる
- ・ 他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる
- ・ 経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとししない
- ・ 訪



●高齢者虐待に関する通報・連絡・相談を受け付ける窓口

窓 口 名	電 話	所 在 地
宮崎市介護長寿課	21-1773	宮崎市橘通西1-1-1
宮崎市高齢者虐待防止事務局	52-5139	宮崎市花山手東3-25-2
宮崎市内16地区地域包括支援センター (小戸・橘、中央、櫛南、大宮東、大宮西、 住吉、北、西、大塚、大淀、赤江北、赤江南、 木花・青島、佐土原、田野、高岡)	電話番号、所在地、担当地域については、 P55「資料2 相談窓口一覧」をご覧ください。	



通報・連絡・相談又は虐待を受けた高齢者の届出を受け、
崎市介護長寿課又は地域包括支援センターを通じて虐待を受けている高齢者の
通報等に関する事実を確認し、関係機関との対応について協議しま
第9条）。

高齢者の生命又は身体に重大な危険を及ぼしている場合は、虐待を受けている
高齢者の住所又は住宅に立ち入り、必要な調査や質問をすることができ（高虐法
11条）、さらに、高齢者を一時的に保護するために老人短期入所施設等へ入所さ
せる等の対応を図ります（高虐法

3. 高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会の役割

平成17年10月に設置されました高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会では、この「高齢者虐待を防止するための指針」を作成し、市民に対して高齢者虐待について啓発することを主な目的として活動してきました。

平成18年度も市民に対する啓発活動を中心に取り組みますが、加えて、虐待防

資料



高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等（第六条―第十九条）

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等（第二十条―第二十五条）

第四章 雑則（第二十六条―第二十八条）

第五章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要である

- 二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
 - 一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十四項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十五項に規定する介護老人保健施設、同条第二十六項に規定する介護療養型医療施設若しくは同法第百十五条の三十九第一項に規定する

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた

者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

- 2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切





- 5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。
- 6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定に

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者で行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそ

資料2 相談窓口一覧

○高齢者虐待に関する相談窓口

窓 口	電 話	所 在 地	担当地域
宮崎市介護長寿課介護予防係	21-1773	橘通西1-1-1	—
宮崎市高齢者虐待防止事務局	52-5139	花山手東3-25-2	—
小戸・橘地区地域包括支援センター	29-5073	松山2丁目2番42号 如月おおぞら別館1館	小戸・中央東の 一部
中央地区地域包括支援センター	60-0828	新別府町久保田683-1	中央西・中央東の 一部・櫛の一部
櫛南地区地域包括支援センター	23-0001	吉村町大町甲1922番地1	櫛の一部
大宮東地区地域包括支援センター	22-0808	大島町本村202番地2	大宮の一部
大宮西地区地域包括支援センター	61-1789	花ヶ島町南赤江町 2096番地1-102号	大宮の一部
住吉地区地域包括支援センター	65-8080	大字島之内7395番地1 はまゆうビル105号	住吉
北地区地域包括支援センター	36-0902	大字瓜生野3004番地1	北
西地区地域包括支援センター	62-3671	大塚台西2丁目18番地1	大塚台・生目台、 小松台、生目
大塚地区地域包括支援センター	65-8181	北川内町円光明6336番地3 アーバンヒルズ101号	大塚
大淀地区地域包括支援センター	55-1010	花山手東3-25-2 宮崎市総合福祉保健センター内	大淀
赤江北地区地域包括支援センター	63-5310	恒久3丁目30番24号	赤江の一部
赤江南地区地域包括支援センター	64-2525	大字恒久935番地3 サウスコートスギヤマ1階	赤江の一部
木花・青島地区地域包括支援センター	63-8111	大字熊野10424番地イ	木花・青島
佐土原地区地域包括支援センター	48-7007	佐土原町下田島20660-3	佐土原
田野地区地域包括支援センター	86-5115	田野町甲2818 宮崎市田野総合支所内	田野
高岡地区地域包括支援センター	30-9426	高岡町五町167-1 レジデンス高岡1階	高岡

宮崎市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会

会 長	成 見 幸 子	(宮崎県弁護士会)
副会長	外 山 登	(宮崎市民生委員児童委員協議会)
委 員	河 野 誠	(宮崎北警察署)
	田 口 静 行	(宮崎南警察署)
	村 松 潤 藏	(高岡警察署)
	原 田 雄 一	(宮崎市郡医師会)
	高 木 賢 造	(成年後見センター・リーガルサポート宮崎県支部)
	三 浦 彩	(宮崎市社会福祉協議会)
	徳 山 美 和	(宮崎県女性相談所)
	山 本 久美子	(宮崎県社会福祉士会)
	日 高 歩 美	(宮崎県介護福祉士会)
	小 川 哲 史	(宮崎県理学療法士会)
	本 田 博	(宮崎市介護保険サービス連絡協議会)
	小 森 有美子	(宮崎県医療ソーシャルワーカー協会)
	菊 野 里 美	(宮崎県看護協会)
	倉 永 由美子	(宮崎市介護支援専門員連絡協議会)
	田 中 春 美	(宮崎市訪問介護事業者連絡協議会)
	小 倉 豊	(宮崎市老人クラブ連合会)
	川 越 定	(宮崎市自治会連合会)
N P O 法 人	ハートスペースM (DV被害者サポートセンター)	

(敬称略、順不同)

高齢者虐待を防止するための指針

～改訂版～

発行日 平成21年3月

発行者 宮崎市高齢者虐待防止事務局
(社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会)

〒880-0930 宮崎市花山手東3丁目25-2

電話 0985-52-5139

FAX 0985-63-1380